船舶事故等調査報告書

平成２６年１月３０日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１３函第１１号
事故等種類	定置網損傷
発生日時	平成２４年１１月２６日　０５時４５分ごろ
発生場所	北海道様似（さまに）町様似港西方沖 　様似港外東防波堤灯台から真方位２７９°０.９海里（M）付近 　（概位　北緯４２°０７.５′　東経１４２°５３.４′）
事故等調査の経過	平成２５年４月１８日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 　原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 　船舶番号、船舶所有者等	貨物船　第二幸成（こうせい）丸、４９９トン 　１３２９９１、幸成マリン株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船　船首船底部外板のペイント剝離 定置網　枠網の破損
事故等の経過	本船は、船長ほか３人が乗り組み、船長が操船を行い、一等航海士及び二等航海士が船首配置に就き、様似港西方沖０.９M付近を同港へ向けて対地速力約５～６ノットで東進中、平成２４年１１月２６日０５時４５分ごろ同港西方沖に設置された定置網に進入した。 　船長、一等航海士及び二等航海士は、本船が定置網に進入したことに気付かず、本船は、０６時１５分ごろ様似港に入港した。 　船長は、入港後、船舶代理店から定置網が破損している旨の連絡を受けた。
気象・海象	気象：天気　雨、風向　南、風力　４、視界　良好 海象：波高　約２.５ｍ 　日高沖に海上暴風警報が発表されていた。
その他の事項	船長は、様似港への出入港経験があったが、水路誌等で水路調査を行っておらず、ふだんから定置網の存在を知らずに航行していた。 　船長は、レーダー監視を行っていたが、レーダー画面で定置網の映像を認めることができなかった。 　定置網には、灯火が備えられていなかった。
分析	
乗組員等の関与 　船体・機関等の関与 　気象・海象の関与 　判明した事項の解析	あり なし なし 　本船は、様似港西方沖を同港へ向けて東進中、船長が、水路調査を

	行っていなかったことから、同港西方沖に設置された定置網に接近していることに気付かず、同定置網に進入して枠綱を破損したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、様似港西方沖を同港へ向けて東進中、船長が、水路調査を行っていなかったため、同港西方沖に設置された定置網に接近していることに気付かず、同定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に定置網等の設置海域を確認して航行すること。 ・定置網等には、ブイ等の目印を設置しておくことが望ましい。